

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからもご覧いただけます

北本市 相談窓口 <http://www.city.kitamoto.saitama.jp/> 5月8日～6月7日

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	5月22日(水) 10:00～12:00	市役所 第1相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20	市民課市民相談担当(☎594-5529)	
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
人権相談	6月4日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	5月8日(水)・13日(月)・22日(水)、6月5日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00		
緑のなんでも相談	6月3日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
障がい者支援相談(予約制)	5月14日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当(☎594-5535)
	5月24日(金) 10:00～15:00(身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	5月18日(土)、6月4日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	5月17日(金) 13:30～15:30	コミュニティセンター	
	6月1日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	5月11日(土)・18日(土)、6月1日(土) 9:00～12:00	市役所 第1相談室	産業観光課商工労政担当(☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当(☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	5月20日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ④

■うまい話にのらないで“2次被害”に注意

- ・未公開株を購入したが上場せず倒産してしまい、損害を被ったAさんに「損害を取り戻してあげるが、条件として別会社の株を購入してもらいたい。申込書を送るので署名・捺印して返送してもらいたい」
- ・原野商法の被害にあったBさんには「その土地は売れる。面積、境界線を把握するための測量が必要。測量代を支払ってもらいたい」
- ・過去に訪問販売で高額なスチームクリーナーを購入したCさんには「高額で引き取るので保証金を払ってほしい」と、いずれも電話で勧誘された。

これらは損害を取り戻すことをほとんどあきらめかけていたところにかかってきた電話だっただけに本当に信じて良いものかと消費生活センターを訪れました。

未公開株、社債、医療機関債などの購入や各事業への出資などによる投資詐欺、また、悪質商法の被害者に「損害を取り戻してあげる」と被害救済を装って金銭を払わせる「2次被害」の相談が多発しています。被害者の名簿が出回っている可能性があります。過去に損害を被った被害者が損害を取り戻したいと願うのは当然のことです。

す。こうした心理につけ込まれて相手のペースにはまってしまうとさらに損失を大きくしてしまいます。

弁護士事務所や公的機関、あたかも実在しそうな協会や支援団体など登場人物はさまざまで、被害者救済のためと称して手数料や調査費用を要求したり、新たな投資を勧誘するなどの請求する費用の名目はさまざまです。

このように支払ってしまったお金を取り戻すことは困難です。信用してはいけません。不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたときには消費生活センターにご相談ください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(市民課市民相談担当☎594-5529※電話での相談も受け付けます) 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999) 毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:30～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-3448-1409) 毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

セーフコミュニティきたもと Vol.10

セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故は偶然に起こるものではなく、予防することができる」という理念のもと、行政・地域・警察・家庭・学校などすべての関係者が分野横断的に連携・協働して安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを進めていくことです。



協働推進課セーフコミュニティ担当(☎594-5571)

第4回セーフコミュニティ合同対策委員会を開催

3月11日、12日に、第4回セーフコミュニティ合同対策委員会を開催しました。前回までの議論を踏まえ、救急搬送データや市民アンケート調査等の客観的なデータ等を参考に、対策委員会として優先的に取り組むべき課題や目標について議論を行いました。

セーフコミュニティ活動普及・啓発のためのグッズを作製しました

セーフコミュニティの活動を広く市民の皆さんに周知するために、ミニのぼり、クリアファイル、パンフレット、反射シール等を作製しました。庁舎内や各公民館内に設置し、多くの皆さんにセーフコミュニティ活動について、ご理解、ご協力をいただけるよう普及・啓発を図る予定です。

トピックス 北本市の安心・安全ってどうなの？

ケガや事故等に関する既存のデータを基に、北本市の安心・安全について、分析をしましたので、ご紹介します。これらの現状・課題をふまえ、今後も安心・安全のために議論を行っていきます。

トピック1 ケガや事故等による死亡の状況

(図1) 北本市における外因による死亡の状況



平成18年～22年の5年間で外因による死亡者数が147人いました。そのうち「自殺」による死亡が52%を占め高い傾向にあります。次いで、「交通事故」による死亡が11%、「不慮の窒息」による死亡が10%と続きます。

トピック2

自殺および交通事故による死亡率の比較

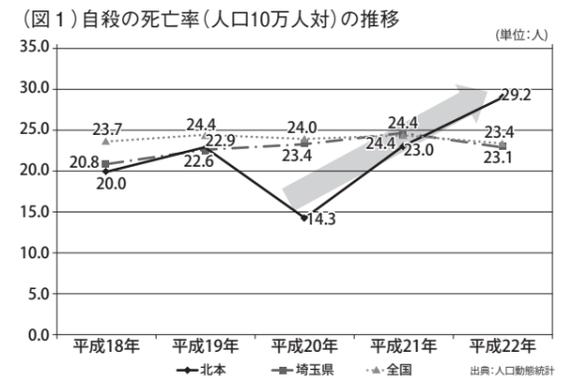


図1を見ると、北本市における自殺の死亡率(人口10万人対)は、全国、埼玉県と比較すると高い傾向にあり、近年は上昇傾向にあります。

(図2) 交通事故の死亡率(人口10万人対)の推移

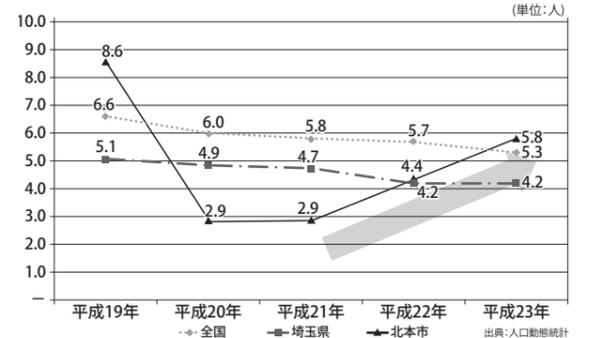


図2を見ると、北本市における交通事故の死亡率(人口10万人対)は、近年は上昇傾向にあり、全国、埼玉県と比較すると高い傾向にあります。